|  |
| --- |
| （別記様式第２号）**物 品 売 買 請 書**　　　（　　　　）年　　月　　日上三川町長　　星　野　光　利　様住　所納 入 業 者氏　名 |
| 品名、品質及び数量 | （別記のとおり） |
| 売買代金 | 円（うち取引に係る消費税額　　　　　　　　　円） |
| 納入期限 | 　　　　　（　　　　）年　　月　　日　まで |
| 納入場所 |  |
| 代金支払方法 | 指定口座に振込払い |
| 契約保証金 | 免　除 |

上記物品の納入については、次の条項により確実に履行することをお請けいたします。

１．納入業者は、物品を納入しようとするときは、その旨を町に通知しなければならない。

1. 町は、物品の納入を受けたときは、その日から１０日以内に検査を行うものとする。

３．検査の結果不良品があるときは、当該不良品を直ちに引き取り、町の指定する日までに良品を納入するものとする。

４．物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、納入業者の負担とする。

５．物品納入後、町において、損傷等を発見した場合には、当該損傷等が町の過失による場合を除き、納入業者は、町が物品を受領した後１年以内までにこれを良品と交換し、又は補修するものとする。

６．売買代金の支払は、検査が完了し、町が物品を受領した後、納入業者からの支払請求書を受理した日から３０日以内にするものとする。

７．納入業者の責めに帰する事由により、納入期限までに、物品を納入しない場合は、納入業者は、町に対して納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて得た額の遅延料を支払うものとする。

８．この条項に定めのない事項については、必要に応じて当事者協議の上、定めるものとする。